

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注)の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合(7割・5割・2割)軽減されます。ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。

今年度は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減基準額が前年度までと同水準となるよう改正を行いました。

| 軽減割合 | 軽減基準額 | |
|------|------------------------|---------------------------------|
| | 令和2年度 | → 令和3年度 |
| 7割軽減 | 33万円以下の世帯 | 「43万円+B×10万円」以下の世帯 |
| 5割軽減 | 「33万円+(28.5万円×A)」以下の世帯 | 「43万円+(B×10万円)+(28.5万円×A)」以下の世帯 |
| 2割軽減 | 「33万円+(52万円×A)」以下の世帯 | 「43万円+(B×10万円)+(52万円×A)」以下の世帯 |

A … 世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数
B … 給与所得を有する者または公的年金等に係る所得を有する者の数から1を引いた数
※33万円(令和2年度)および43万円(令和3年度)とは、地方税法上の基礎控除額相当分の金額です。

(注)特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度への移行により、国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。
ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

新型コロナウイルス感染症に伴う令和3年度国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により保険税の納付が困難となった方で、次に該当する場合は申請により令和3年度の保険税が減免されます。

■対象世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入の減少が見込まれ、次の①～③すべての要件に該当する世帯

- ①世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の収入の3割以上減少する見込みであること(株の取引による収入などは除く)
②世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
③減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※(1)に該当する場合は保険税の全額が、(2)に該当する場合は、前年の合計所得金額に応じて保険税の一部または全額が減免となります。

■対象の保険税

令和3年4月1日～令和4年3月31までの間に納期限が設定されている令和3年度分の保険税

■手続きに必要なもの

- ・印鑑(認印)
- ・被保険者証
- ・対象世帯(1)に該当する方は、死亡診断書または医師の診断書など
- ・対象世帯(2)に該当する方は、収入の減少見込みが確認できる書類
(確定申告書の控えや源泉徴収票(前年分)、帳簿、給与明細書、廃業届など)
- ・失業した方は、雇用保険受給資格者証

国民健康保険の傷病手当金の支給について(適用期間の延長)

国民健康保険に加入している被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、申請により要件を満たす方に支給する傷病手当金の支給適用期間を、令和3年6月30日から令和3年9月30日に延長しました。

問住民課 ☎388-1115